

ワーキングホリデー サポートプログラム 定型約款

記載金額はすべて税込価格です。

第1条 (定型約款)

申し込み希望者は、ワーキングホリデーサポートプログラム定型約款(以下、「本約款」といいます)を承諾の上、株式会社留学ジャーナル(以下、「当社」といいます)に対し、ワーキングホリデーサポートプログラム(以下、「当プログラム」といいます)に含まれる各種サービスを申し込みます。なお、本約款は当プログラムの申し込み契約の内容となります。

第2条 (契約の申し込みと成立)

本約款における申し込み希望者による当プログラム契約の申し込みと成立は、申し込み希望者が当社に対して本約款に基づき、所定の「プログラム申し込み書」を作成・提出し、その契約が当社が承諾の上、第6条(1)項に定める当プログラム費を受領確認したときをいいます(当社が申し込みを承諾した申し込み希望者を以下、「申し込み者」といいます)。
本約款に基づく申し込み者と当社との間の当プログラム契約の成立後、当社は(2)本約款の諸手続きを開始するにあたり「留学手続き引受確認書」を発送します。なお、これは、電子的通知によりご連絡する場合があります。
(3)当プログラムに加え、語学留学プログラムを申し込み場合には、別途定める留学プログラム定型約款または短期語学留学プログラム定型約款に記載される申し込み手続きを必要とします。申し込みの際段階で、留学先学校または研修先機関(以下、「留学先」といいます。)が定員に達している可能性が高い場合、または滞在先の受け入れ先がある等の事由で申し込み者の希望する手が配できない可能性が高い場合、当社は申し込み者の承諾を得て、可能な代表を提示の上、手配努力します。ただし引き受けにおいて別途定める「留学プログラム特約」の適用を受ける場合があります。結果として希望する手が配できなかった場合でも、第11条(免責事項)によりお預かりするプログラム費は返金しません。

第3条 (拒否事由)

当社は、申し込み者から、本約款に基づく当プログラムの申し込みがあった場合、次に掲げる事由の一つあるいは複数が認められるときは、申し込み者からの申し込みをお断りすることがあります。
(1)申し込み者の年齢、資格、技能その他条件が渡航先のワーキングホリデーが発給基準ならびに留学先等の指定する条件に合致していないことを当社が認めるとき。
(2)申し込み者が未成年である場合または学生の場合、申し込みについて親権者(保護者等)の同意がないとき。
(3)申し込み者が希望する手配において、客観的に手配できる可能性がないことが明らかとなるとき。
(4)申し込み者が希望する手配において、期間までに各種手続きを完了できる見通しがないとき。
(5)申し込み者の過去の既往症または現在の身の健康状態が、当プログラムの参加に不適切であると当社が認めたとき。
(6)その他、当社が不適当と認めるとき。

第4条 (プログラムの範囲)

当プログラムは、ワーキングホリデービザで海外に滞在する申し込み者を対象に、日本出発前及び現地到着後のオリエンテーションや海外滞在中の学校情報、生活情報、アルバイト情報の提供と相談等を行うものであり、海外での就職相談や留学保証など申し込み者に対して何らの保証を行うものではありません。従って、カウンセリング開始後は本約款に定める場合を除き、プログラム費は返金しません。当プログラムに含まれる現地のサービスは次の通りです。
(1)ワーキングホリデービザ申請のアドバイス
(2)到着後の現地生活に関するオリエンテーションの実施
(3)銀行口座開設のためのアドバイス
(4)税金相談・会計士の紹介、納税者番号取得方法に関するアドバイス
(5)携帯電話の手続き案内及び料金プランに関するアドバイス(契約時は別途実費負担)
(6)滞在先を探し方に関するアドバイス
(7)アルバイト情報や英文履歴書の書き方等、仕事探しに関するアドバイス(申し込み者に対しての雇用を保障するものではありません。)
(8)現地オフィスでの日本語対応コンピュータの利用(国やオフスにより異なります)

(9)個人旅行に関する情報提供や手配についてのアドバイス
(10)現地での転校相談及び語学学校・専門学校への入学手続き代行
(11)郵便物・荷物の一時的預け(ただし、預り期間に制限があります。)
(12)日本時間による24時間365日緊急サポート・留学ジャーナルチューアメントプロジェクト

滞在中の不慮の事態に対して日本語でアドバイスする24時間電話サービス「留学ジャーナルチューアメントプロジェクト」を実施します(電話によるアドバイスは、AIGLヘルプデスクが行います)。
(13)当社のローンの紹介・申し込み代行
当社は、提携金融機関より滞在中の費用等の貸付を行うローンの紹介・申し込みを代行します。詳細は、希望者へ貸付案内のローンを約款でご覧ください。なお、出発までに十分な時間がない場合、ローンを利用できないことがあります。
※現地オフィス業務は、各地提携オフィスへ委託します。また、現地スタッフと同行してもらうような場合は、別途実費負担が発生します。

第5条 (必要書類)

申し込み者が当プログラムに基づきサービスを受けるにあたり、手続きに必要な書類は、当社より別途「必要書類案内」を付してご連絡します。申し込み者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社の手続き担当カウンターまでお送りください。

第6条 (諸費用)

(1)プログラム費
ワーキングホリデーサポートプログラム(1年間) 89,000円
(2)プログラム費に含まれないもの
以下にあげる費用は、上記プログラム費には含まれません。申し込み者、別途契約による手配となります(旅行取扱:株式会社留学ジャーナル/観光長官登録旅行業第1695号)。
①航空運賃
希望者は、成田空港またはその他日本国内の出発空港から希望留学先の最寄り空港までの片道または往復航空券を手配します。航空券の申し込み・取消等は、別に定める標準旅行契約の「手配旅行契約約款」の「渡航手続代行契約約款」のなびに当社の「旅行・航空券取扱い条件書」等に基づきます。
②各空港渡航・日本国内の空港使用料・航空保険料、国際観光旅客税、燃油サーチャージ等、航空券購入時に付随する費用
③海外留学保険料
④VISA等の申請書類作成料及びビザ申請作成料
別定定める「旅券・査証手配(申請書類代行/申請代行)条件書」に準じます。なお、ビザ申請においては、大使館または領事館が実費として請求するビザ申請料が別途必要となる国があります。こうした実費は、別途ご請求または直接お支払いいただくこととなります。
⑤緊急連絡費

申し込み者本人またはご家族からの依頼により、出発前・出発後に関わらず、緊急の連絡を要する場合、当社は希望留学先や語学学校とあるいは滞在先等の関係各所の緊急連絡をお引き受けします。その際にかかる費用は、相手国を問わず1件1回あたり5,500円を申し受けれます。この場合、申し込み者は、当社が申し込み者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。
⑥その他
・現地滞在中にかかると生活費など個人的費用
・留学プログラムを合わせて申し込み、ワーキングホリデー前に語学研修を受けられる場合の到着時の空港出迎え費用

第7条 (申し込み後の取消と変更手数料)

申し込み者が、申し込み後に申し込み内容を取消または変更される場合は、次の取消・変更手数料をお支払いいただくことにより、契約を解除または変更することができます。なお、清算や抽選の結果によりビザが取得できなかった場合には、各取消・変更手数料を申し込みます。申し込み内容の取消・変更は、必ず書面にて当社までお申し出ください。当社がキャンセル料や変更手数料ならびに渡航手配手続きにかかる航空会社に対するキャンセル料や変更手数料等、当プログラムの解約または変更に伴い発生する費用及び損失については申し込み者の負担とします。また、当社がこれを立て替える旨をいふ場合は、申し込み者はかかる立て替え費用を当社に支払うものとします。

取消/変更の申し出時期	取消/変更手数料
(イ)申し込み日から起算して8日目で※ただし(ハ)(ニ)の場合を除く	取消料・変更料なし(すべて返金)
(ロ)申し込み日から起算して9日目以降で出発日の前日から起算して31日前まで	33,000円+取消料実費
(ハ)出発日の前日から起算して滞って30日目にあたる日から出発日より前まで	55,000円+取消料実費
(ニ)出発日より前	プログラム費全額/変更不可

※取消料実費とは、渡航先の現地機関又は航空会社などのキャンセル規定により申し込み者が負担しなければならない費用をいいます。
※申し込み日から起算して出発前日迄の期間が30日以内の場合における取消・変更は(ハ)が適用されます。
※上記規定の該当日が当社休業日にある場合は、その直前の営業日か該当日となります。なお、緊急事態発生時の取消・変更は翌日の届出となります。
※空港送迎手配のため送迎手配先へ当社から到着連絡が完了した後、申し込み者の都合により到着後の変更が生じた場合には、変更手数料として1回3,300円を別途申し受けます。

第8条 (支払い)

申し込み者は、本約款の各条項に定められた、プログラム費、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込みまたは所定の法で入金する必要があります。本約款に別途定めがある場合、当社は本約款に基づき、申し込み者が当社に対して支払ったプログラム費、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申し込み者に対して返金しません。申し込み者が当社指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申し込み者に対する当プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責によるい事由で諸費用が変更された場合にも、当社の指示する方法に必要な差額をお支払いいただきます。
本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振り込み手数料や送金手数料(以下、「振り込み手数料」といいます)ならびに当社から申し込み者に対して返金する際の振り込み手数料は、すべて申し込み者の負担となります。

第9条 (各種手続きの継続が不可能な場合)

当社指定の期日までに必要な書類、または費用の申し込み者により送付・入金されず、当社が自らない事由により当社が各種手続きの代りができなかった場合、当社は申し込み者に対して本約款に基づき、支払い済みの費用を一切返金しません。また、その期日に応じて発生した、希望渡航先の現地機関先による変更料やキャンセル料ならびに渡航手配手続きにおける航空会社に対する変更料やキャンセル料等、当社の責によるい事由により、当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものと、別途当社に請求します。申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかると費用及び損失を当社に支払うものとします。

第10条 (当社からの解約)

(1)申し込み者により次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく当プログラムの解約を約款のとおり行い、返金いたします。
①申し込み者が、当社指定の期日までに、第5条に定める必要書類を送付しないとき。
②申し込み者が、当社指定の期日までに、第6条及び第7条に定める費用の支払いを行わないとき。
③申し込み者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期間を過ぎ1ヵ月以上わたら連絡がなかったとき。
④申し込み者が当社に届け出た、申し込み者に関する情報に虚偽あるいは重大な漏洩のあることが判明したとき。
⑤申し込み者が当社に違反したとき。
⑥申し込み者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められたとき。
⑦申し込み者が、当社に対して暴力団的な要求をし、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いた行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
⑧申し込み者が、風説を流布し、偽計を用いたもしくは威力を用いた当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
⑨その他当社の業務上の都合があるとき。
(2)前項に基づき、当社が本約款に基づく当プログラム契約を解約したときは、プログラム費、その他の諸費用、変更手数料等、申し込み者が当社に対して本約款に基づき支払い済みの費用を申し込み者に対して一切返金しません。また、解約により発生した滞在先等に對するあらゆるキャンセル料や渡航手配手続きにおける航空会社に対するキャンセル料等、前項に基づく解約により当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとします。申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかると費用及び損失を、当社に支払うものとします。

第11条 (免責事項)

(1)当社は次のような場合には一切その責任を負いません。ただし、当社に故意または過失が存在する場合はこの限りではありません。
①当プログラムに加え、語学留学プログラムでも申し込みをされた場合の希望留学先やコースが定員に達していない入学できない場合、または定員に達せず授業が開講されない場合
②申し込み者がVISAまたはビザを取得できなかった場合
③ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になる場合
④天災地災、戦乱、暴動、内乱、同胞難題、テロ行為、感染症(世界的なパンデミックまたはヒパニミック、日本または渡航先の緊急事態宣言期間を含む)。状況によっては、アウトブレイクも発生場合があります。日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災害、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の旅行計画に必要な措置、その他不可抗力による場合
⑤申し込み者の事情により、ローンが実行されず、手続きの継続が不可能と判断される場合
⑥申し込み者が本約款に違反した場合
(2)前項各号に基づき当社の責によらず当プログラムに参加できなかった場合、当社を介して申し込み者自身で手配された航空券やホテル等の費用ならびにその取消や変更に伴う手数料等は申し込み者の負担となります。
(3)「留学ジャーナルサービスチューアメントプロジェクト」の業務は、AIGLヘルプデスクが行います(送迎後滞留期間まで長1年間)。なお、緊急時24時間体制で電話による適切なアドバイスを行います。当社はその内容に何らの保証をするものではありません。
(4)第6条(2)の⑥に該当するローンの紹介、申し込み手続き代行において当社は申し込み者の資格審査の結果によるローンの可否や償還保証等、その他一切の事項につき責任を負いません。
(5)申し込み者は渡航前、申し込み者の責任において行動することとし、法令、公序良俗もしくは滞在先等の規則等に違反した場合の責任、損害等は申し込み者本人の負担となり、当社はその責任を負いません。滞在中のスポーツ等による事故は、申し込み者本人の責となり、また、特定のスポーツを行うに際して保険の必要性が必要な場合は、申し込み者本人の責において加入手続きを行ってください。以上、免責事項に該当する場合、プログラム費、変更手数料等、期に当社に支払い済みの費用については一切返金されません。
(6)当社は、現地委託先から当社に送られてきた最新資料に基づき当プログラムのサービスを提供しますが、当社の責によらず、また現地委託先の予測できない事情により、サービスの変更、滞在先の変更、その他の内容に関する変更については一切責任を負いません。

第12条 (損害の負担)

当社は、当社の責によるい事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いませんが、当社に故意または過失が存在する場合はこの限りでは

ありません。

第13条 (前受金の保全)

当社は、次の通り前受金の保全措置を講じています。
当社は、当プログラムに係る費用の内、プログラム費、研修費、滞在費のお預り金(前受金)を対象とし、当社の運営資金ならびに保有財産から、完全に切り離し分別管理をするための「前受金分別管理制度」を導入しています。なお、研修費や滞在費は、受け入れた先が滞在中に発生している場合や制度上必要な場合を除き、90日以上前にお支払いいただくこととされており、詳細は、別紙約款の「留学プログラムに関する前受金の保全について」をご参照ください。
また、旅行業法にて対象となる航空券やホテル代等の渡航に係る費用につきましては、観光庁発行登録旅行業第1種を当社が取得していることにより、一般社団法人日本旅行業協会および弁済業務保証基金会を供託しています。これにより、同協会判断の下、対象となる旅行費用の保全額相当分が返還保証されます。

第14条 (守秘義務について)

当社は、申し込み者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき当プログラム手配の目的以外は一切他に漏らしません。ただし、万が一の緊急事故対応及びサポートに臨むるためにおき、当申し込み書記録内容及び海外留学保険の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

第15条 (個人情報の取扱いについて)

当社は、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)において申し込み者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、開示、開示、変更、利用停止、削除等について以下の取扱いを行います。また、EU及びイギリス域内の留学希望者は、当社ホームページに掲載する「Privacy Policy (GDPR)」及び「EU/UK域内留学希望者対象プライバシーポリシー」を必ず一読ください。

(1)個人情報の取得及び利用について
当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行上必要に応じて利用いたします。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報を取得した第三者に委託する場合は、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。
(2)個人情報の利用目的について
①申し込み者が留学や旅行に関する相談、申し込み、留学及び旅行商品ならびにサービスをご利用いただく際、申し込み者の年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、フックミリ番号、職業、勤務先または身分証明書等の個人情報のご提供をお願いする場合があります。これらは、希望される留学、旅行商品やサービスを当社が提供する際、ならびに申し込み者との間の連絡のために利用させていただくほか、申し込み者がお申し込みいただいた留学、旅行商品において運送・宿泊機関等の提供者のサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続きに必要な範囲内で、また当社の留学及び旅行契約上の責任、事故等の費用等に担保する保険の手続き上必要な範囲内で、運送・宿泊機関や保険会社等に申し込み者の氏名、身分証明書番号等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。その他、申し込み者をする際には、旅行先や留学先となる学校・研修機関等への入学手続き上必要となる、日本での滞在中の最終学業成績、健康診断書(要配慮個人情報含む)、財政証明書、戸籍謄本(抄本)等のご提出をお願いする場合があります。これらの個人データの提供について、申し込み者同意したものとさせていただきます。
②当社は、留学・旅行中に傷病があった場合に備え、申し込み者の海外渡航中の国内連絡先の方の個人情報をあらかじめ提供し、申し込み者は、申し込み者に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要がある場合が認められた場合に使用させていただきます。申し込み者は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。いれの場合も、必要最低限の事項を除き、申し込み者の個人情報を当社へ提出したかどうかにかかわらず、申し込み者は、自ら選択できるものであり、申し込み者自身に判断を委ねます。その他、当社は、より良い留学・旅行商品の開発のためのマーケティング、統計資料の作成、帰国後のアンケート調査、そして当社及び当社と提携する企業やグループ会社の資料提供、説明会、イベント・セミナーならびにキャンペーン情報等のご案内を申し込み者にご提供するため、あるいは、旅行終了後や留学帰国後のご意見やご感想、体験談のご提供をお願いする等、申し込み者の個人情報を活用させていただく場合があります。なお、申し込み者からご提供いただいた個人情報内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただく場合があります。
(3)個人情報の第三者提供について
当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申し込み者の同意を得ることなく第三者(外国に定める第三者を含む)に提供しません。申し込み者へ留学商品・サービスを提供するため必要と判断した場合は、申し込み者が提供した申し込み者の年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、フックミリ番号、職業、勤務先または身分証明書や戸籍謄本(抄本)等の個人情報、をあらかじめ当社の間で秘密保持契約を結んでいる企業等(ホルダー)、ビザ代理申請会社、現地手配会社、担保会社、翻訳先等の業務委託先)に開示します。留学先によっては、ビザ申請の際、申込者の戸籍謄本または抄本の英訳されたものも提供する場合があり、その他、当社は専ら当社の顧客あるいは翻訳会社に対して当該顧客の翻訳を委託する場合もあります。ただし、次のいずれの場合を除いては、申し込み者が提供した個人情報を第三者に開示することはありません。次の②と③の項のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

①申し込み者本人が個人情報の開示に同意している場合
②当社により開示が求められた場合
③申し込み者本人または公衆の生命、健康、財産等の利益を保護するために必要な場合
④統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合
(4)個人情報の管理について
当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の損失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正なセキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社では、個人情報の持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申し込み者は、個人情報の内容、企業・委託先の同意を得ずして変更することはありません。さらに、情報処理を外部企業へ委託する場合も同様です。
(5)個人情報の開示・開示・変更・利用停止・削除について
当社は、申し込み者が自己の個人情報について、開示・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を行使していることを認識し、これからの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報保護法に基づき本人であることをご確認させていただきます。なお、要請によって個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当社の商品やサービスを利用できない場合があります。
(6)個人情報保護に関する相談窓口
個人情報保護に関するお問い合わせ・ご要望は、次の「お問い合わせ窓口」へご連絡ください。
お客様相談室
連絡先:03-5312-4421(代)(平日のみ 10:00~18:00)

第16条 (管轄裁判所)

本約款に関する一切の訴訟、その他一切の法的手続き(裁判所の調停手続を含む。)については、訴訟により東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第17条 (変更約款の変更)

本約款(定型約款)に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものと認めるときは変更することがあります。変更にあたっては、その効力発生時期を定め、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を当社ホームページにて効力発生日より前約30日間の一定期間をもって告知します。
また、各条項に記載されている金額に対する消費税は、消費税法の改正があった場合、消費税額相当分が変更になります。

第18条 (準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第19条 (発効期日)

本約款は、2021年4月1日以降に申し込まれるプログラム契約に適用されます。ただし、料金、条件等の変更があった場合は、第17条に従って告知し、効力発生日以降に留学ジャーナルオンライン(www.ryugaku.co.jp)に掲載の最新定型約款を適用します。

※語学学校手配をお申し込みの場合、別途お渡りする「留学プログラム定型約款」または「短期語学留学プログラム定型約款」に同意していただきます。